

南公民館施設をご利用の皆様へ

新型コロナウイルス感染症について、感染法上の扱いが令和5年5月8日（月）から「5類感染症」へと変更されたことに伴い、南公民館の利用方法を以下のとおり変更いたしました。

マスクの着用について

マスクの着用は、任意（個人の判断）です。

ただし、せきなどの症状がある場合は、マスクの着用にご協力ください。

ご利用になる施設備品の消毒について

机・椅子等の消毒は「任意」となります。

アルコールによる消毒を希望される場合には、南公民館の職員にお声かけください。

引き続き、ご協力をお願いしたいことについて

「『3密』（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避」「部屋の換気」「手指消毒」にご協力ください。

感染症の拡大を抑止するため、皆様のご協力をお願いいたします。

※南公民館職員は、マスクの着用を基本といたします。ご理解、ご協力をお願いいたします。

